

## 神崎保育所民営化に関する保護者アンケート 集計結果

アンケート実施期間／平成 29 年 10 月 10 日から 27 日

回収率／27.8%

### 1 何歳児クラスの保護者の方ですか（兄妹がいれば、一番年齢の低いクラス）

|         |   |       |
|---------|---|-------|
| 0 歳児クラス | 0 | 0.0%  |
| 1 歳児クラス | 4 | 26.7% |
| 2 歳児クラス | 3 | 20.0% |
| 3 歳児クラス | 2 | 13.3% |
| 4 歳児クラス | 3 | 20.0% |
| 5 歳児クラス | 2 | 13.3% |
| 無回答・不明  | 1 | 6.7%  |

### 2 10月5日の（第1回目）説明会は参加しましたか。

|         |   |       |
|---------|---|-------|
| 参加した    | 5 | 33.3% |
| 参加していない | 9 | 60.0% |
| 無回答・不明  | 1 | 6.7%  |

### 3 民営化後の運営主体は、保育所の運営に実績があり、神崎保育所の保育内容が継続、向上ができ、保育内容の安定性が確保できる社会福祉法人とする方針です。

#### （1）どのような事業者に応募してもらいたいですか。

| 項目  | 意見内容   |
|-----|--|
| 所在地 | ・ 町内の法人 （ほか同意見 1 件）  |
| 運営歴 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所運営の経験がある法人 （ほか同意見 2 件）</li> <li>・ 町の方針の社会福祉法人が良いと思います。</li> <li>・ 子どものことをよく考えてくれている</li> <li>・ 運営があまり短くもない事業者</li> <li>・ 実績があり、信頼できる事業者</li> <li>・ 子ども、親のことをよく考えてくれる</li> </ul>  |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所を 10 年運営していても、方針や保育士さんの質など良くない所もあると思う。何十年と運営しているからとかの理由で決めてほしくない。</li> <li>・ 町立神崎保育所が変わらない形で存続できる事業者さんに応募してほしいです。</li> <li>・ 何かあった時、きっちりと責任のとれる事業者でないと困る</li> <li>・ 高く望めばいくらでもあります。社会福祉法人と言われてもよくわかりません。</li> <li>・ 時間に柔軟な対応ができる事業者</li> </ul> |

(2) 事業者を選定するにあたり、特に重視すべき項目はなんですか。

| 項目        | 意見内容  |
|-----------|---|
| 運営方針、理念など | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明確な方針、理念をもたれている事業者</li> <li>・ 理念・運営方針（ほか 4）</li> <li>・ 理念・運営方針・財務状況・健康・安全管理（ほか 3）</li> </ul>   |
| 健康、安全面    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康や安全対策への取り組み（ほか 3）</li> </ul>   |
| その他       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の保育所の保育内容を重視してくれる</li> <li>・ 保育所をどのように考えているか</li> <li>・ 現在の保育所の保育内容を重視してくれる（ほか 1）</li> <li>・ 保育所か幼稚園運営の経験</li> <li>・ 子どもたちのことを第一に考えてくれる事業者（ほか 1）</li> <li>・ 保育士さんの質</li> </ul> |

(3) 移管先事業者の選定委員会には、保育現場経験者や町職員などで構成する予定ですが、選定委員会設置にあたり望むことは何ですか。

| 項目      | 意見内容   |
|---------|--|
| 保育士（職員） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園長先生や和田先生に参加してほしい</li> <li>・ 現場経験者、町職員、保護者代表と大きなくくりではなく、だれがどのような経験資格をもち選定委員になり、どんな理由で移管先事業者をきめたのか明確にしてほしい。子供のことなので、大人の事情なもので決まって欲しくない。すべての保護者に選人から決定まで周知徹底してほしい。</li> </ul> |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの気持ちを理解しようとする人たちで構成してもらいたい</li> <li>・ しっかり、その事業者を見極めてほしい。</li> <li>・ 公平な決定ができること（園にとっても、経営の面でも、子どもたちの面でも）</li> <li>・ きちんと選定してほしい</li> <li>・ 特になし（わからない 2 件）</li> </ul>   |

(4) 移管先事業者決定後、町・中央保育所の保護者代表・事業者による三者協議会を設置しますが、懇談会開催にあたり望むことは何ですか。

| 項目 | 意見内容  |
|----|---|
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加しやすい日時にしてほしい</li> <li>・ 決定後に懇談会を開催したところで、反対が出れば業者を変えることができるのですか。安易な考えなら開催しなくて良い。その為にも決める際、慎重になってもらいたい。</li> <li>・ 期待していない</li> <li>・ 特になし（ほか 2）</li> </ul> |

4 民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うとともに、現行の年間行事等を含めた保育内容の継続のために、民営化前に合同保育を実施し、また民営化後に引継ぎ保育を1年間行う方針です。

(1) 現在の保育内容等で特に大切だと考えていることはなんですか。

| 項目            | 意見内容  |
|---------------|---|
| 保育理念、方針、目標の継承 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・先生たち</li> <li>・先生と子どもたちの信頼関係</li> <li>・子ども・保護者・保育士の気持ち、意思の疎通</li> <li>・子ども一人ひとりを理解し、尊重してくれる。小さなことにも気づいてくれる。</li> <li>・子どもたちがこどもらしくあるということが、大切だと思います。</li> <li>・のびのびと子どもたちが楽しく保育所に行ける環境</li> <li>・先生方職員重視の考え方ではなく、保護者や子どもたちに寄り添える保育環境</li> </ul> |
| 行事            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の流れ（毎日やっていることは続けてほしい）。年間行事もそのまま続けてほしい。</li> </ul>   |
| その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雰囲気（温かい雰囲気で預かっていただいているので）。</li> <li>・子どもの安全面</li> <li>・安全面（すべてにおいて、体、心）</li> <li>・差別化</li> </ul>  |

(2) 合同保育（民営化前）や引継ぎ保育（民営化後）の実施にあたり、望むことは何ですか。

| 項目 | 意見内容   |
|----|--|
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いまの保育士さんに残ってもらいたい。</li> <li>・子どもたちが動揺しないような環境の変化の戸惑うことのないようにお願いします。</li> <li>・子どもたちが落ち着いて過ごせる環境づくりをお願いします。</li> <li>・朝おくった時、帰りの時の先生と話す時間がとても大切な時間です。どのくらい我が子を見てもらえているか知る時間です。今まで信用できる先生、事業者の先生、両方に毎日話を聞かせてもらいたい。</li> <li>・子どもの気持ちを尊重した保育</li> <li>・子どもの自主性、感謝の気持ち、いたわりの気持ちを持てる子ども</li> <li>・子どもが安心して通えること</li> <li>・子どもたちが変わらず生活できること。楽しく通ってほしい</li> <li>・子どもの自主性、感謝の気持ち、いたわりの気持ちを持てる子ども</li> <li>・とにかく子どもの安全面が保てれば</li> <li>・この期間中は親がいつでも引継ぎ保育を見れるようにしてほしい</li> <li>・特になし</li> </ul> |

- 5 民営化に伴い児童、保護者への環境変化を最小限にするために、民営化後の運営に関する条件を「福智町立保育所民営化基本方針（ガイドライン）」では定めており、移管先事業者にはその条件を遵守して保育所運営を行っていただきます。

上記の条件を順守したうえで、民営化後、新たな保育サービスの拡充等、期待や希望されることは何ですか。

| 項目 | 意見内容   |
|----|--|
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の保育所の環境をなるべく保ち、子どもたちがのびのびと生活できるようさらに良い環境を作っていただけたらと思います。先生方の負担も減ることを期待します。</li> <li>・年輩の先生から若い先生まで、日々どのように子どもに関わっているか（厳しすぎないかなど）、園長や主任先生が時々、確認してほしい</li> <li>・土曜日の行事は参加できない保護者もいるので、日曜日に出来るだけお願いします</li> <li>・土、日、祝の保育サービス</li> <li>・いままで以上の保育（今の保育良いので、それ以上になればと思います）</li> <li>・他の保育園に比べて、勉強面では低いかと。せめて、ひらがなや数を数得ることはできてほしい。</li> <li>・親も信頼でき、子どもにもいい環境で過ごせる保育所</li> <li>・朝食又は夕食の食事提供</li> <li>・特になし</li> </ul> |

- 6 その他、項目にないことでご意見があればお書きください。

| 項目 | 意見内容   |
|----|--|
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の方が今現在考えているメリットはなんとなくわかりますが、デメリットも少なからずあると思います。それを全て教えていただきたいです。</li> <li>・合同保育で事業者が「嫌だな」という意見が多数出た場合はどうなりますか</li> <li>・長時間、子どもを預けなければならぬ環境で（仕事で）子どもに寂しい思い、かわいそうな思いをさせる時もある中で、それでも仕事を優先しなければならない親の心情も少し理解してほしいです</li> </ul> |

保育所民営化に関する保護者アンケート意見内容に関する回答（神崎保育所）

| アンケートNO                         | 項目  | 意見  | 回答  |
|---------------------------------|-----|---|---|
| 3 (1)<br>どのような事業者に応募してもらいたいですか。 | 所在地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の法人 （ほか同意見 1 件）</li> </ul>   | <p>ガイドラインの P3 に記載のとおり、移管先法人の応募要件として「認可保育所の経営年数が 5 年以上」または「新規参入で H29 年 8 月現在において社会福祉法人認可されている」としてはいますが、田川市郡の民間保育所は 46 あり、そのうち 40 が社会福祉法人運営です。運営経験は 5 年未満が 3 法人のみで、残りの 36 法人は全て 10 年以上です。</p> <p>保育所の運営は社会福祉法に規定されている第二種社会福祉事業で、利益を目的とするものではありません。</p> <p>また全ての社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の規定により設立された法人で、公共性が極めて高く、営利を目的としない、民間の法人です。</p> <p>その法人経営年数が 5 年以上あれば概ね安定した財務状況で運営がなされていますし、応募資料の中に、直近の福岡県による監査状況結果について提出資料を求める予定です。</p> <p>保育士の状況は、法人内保育所の研修体制など求める予定ですので、法人の職員管理等の指導状況も審査対象とするものです。</p> <p>移管先の選定にあたっては、子どもたちの安心・安全と保護者に安心していただけることが最も重要であると考えています。</p> |
|                                 | 運営歴 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所運営の経験がある法人 （ほか同意見 2 件）</li> <li>・ 町の方針の社会福祉法人が良いと思います。</li> <li>・ 子どものことをよく考えてくれている。</li> <li>・ 運営があまり短くもない事業者。</li> <li>・ 実績があり、信頼できる事業者。</li> <li>・ 子ども、親のことをよく考えてくれる</li> </ul>  |   |
|                                 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所を 10 年運営していても、方針や保育士さんの質など良くない所もあると思う。何十年と運営しているからとかの理由で決めてほしくない。</li> <li>・ 町立神崎保育所が変わらない形で存続できる事業者さんに応募してほしいです。</li> <li>・ 何かあった時、きっちりと責任のとれる事業者でないと困る</li> <li>・ 高く望めばいくらでもあります。社会福祉法人と言われてもよくわかりません。</li> <li>・ 時間に柔軟な対応ができる事業者。</li> </ul> |   |

| アンケート NO  | 項目        | 意見  | 回答   |
|---|-----------|---|--|
| 3 (2)<br>事業者を選定するにあたり、特に重視すべき項目はなんですか。                                | 運営方針、理念など | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明確な方針、理念をもたれている事業者</li> <li>・ 理念・運営方針 (ほか 4)</li> <li>・ 理念・運営方針・財務状況・健康・安全管理 (ほか 3)</li> </ul>   | <p>ガイドライン P3「(3) 事業者 (社会福祉法人等) の選定」の項目でも記載しているとおり、選定基準に沿った審査項目に伴う書類等を求めます。</p> <p>①応募の動機について、②保育所運営にあたって運営方針の考え方、③各年齢に応じた保育内容についての考え方、④職員研修についての考え方、⑤施設長のリーダーシップについての考え方、⑥給食に対する考え方、⑦保育所の衛生管理に関する考え方、⑧保育時間についての考え方、⑨家庭との連絡・連携についての考え方、⑩制服、教材等の保育料以外の保護者からの費用徴収についての考え方 (送迎バス運行についての考え方も含む)、⑪自主事業に関する提案、⑫地域との関わりに関する提案、⑬保育所建物の改築に関する提案、⑭社会福祉法人特記事項に関する提案、⑮保護者説明会及びアンケート調査に基づく要望等の以上 15 項目の提出資料を、選定委員会で応募法人のヒヤリングを行いながら審査、評価します。</p> |
|   | 健康、安全面    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康や安全対策への取り組み (ほか 3)</li> </ul>  |  |
|   | その他       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の保育所の保育内容を重視してくれる</li> <li>・ 保育所をどのように考えているか</li> <li>・ 現在の保育所の保育内容を重視してくれる (ほか 1)</li> <li>・ 保育所か幼稚園運営の経験</li> <li>・ 子どもたちのことを第一に考えてくれる事業者 (ほか 1)</li> <li>・ 保育士さんの質</li> </ul> |  |
| 3 (3)<br>移管先事業者の選定委員会には、保育現場経験者や町職員などで構成する予定ですが、選定委員会設置にあたり望むことは何ですか。 | 保育士 (職員)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園長先生や和田先生に参加してほしい</li> <li>・ 現場経験者、町職員、保護者代表と大きなくくりではなく、だれがどのような経験資格をもち選定委員になり、どんな理由で移管先事業者をきめたのか明確にしてほしい。子供の事なので、大人の事情なもので決まって欲しくない。すべての保護者に選人から決定まで周知徹底してほしい。</li> </ul>         | <p>移管先法人選定委員会の委員構成は、公立保育所 3 施設の所長と神崎保育所の保護者代表を複数名、町職員としては課長職を 2 名と副町長で構成する予定です。現場経験者と保護者代表の委員比率は多くしたいと考えています。</p> <p>また、選定委員会での議事録などは福智町ホームページ上で公表しますし、保護者の皆さんへは、随時、経過等をお知らせいたします。</p>   |
|   | その他       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの気持ちを理解しようとする人たちが構成してもらいたい</li> <li>・ しっかり、その事業者を見極めてほしい。</li> <li>・ 公平な決定ができること (園にとっても、経営の面でも、子どもたちの面でも)</li> <li>・ きちんと選定してほしい</li> <li>・ 特になし (わからない 2 件)</li> </ul>        | <p>応募書類とヒヤリングなど、移管先法人としてふさわしいか、神崎保育所の運営を任せられるかを、法人選定基準を定め、客観的、公平に評価し判断いたします。</p> <p>また、応募法人と委員に利害関係がある場合は、その委員は評価に参加できないことにします。</p>  |

| アンケート NO   | 項目  | 意見  | 回答   |
|--|---|---|--|
| 3 (4)<br>移管先事業者決定後、町・中央保育所の保護者代表・事業者による三者協議会を設置しますが、懇談会開催にあたり望むことは何ですか |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加しやすい日時にしてほしい</li> <li>・決定後に懇談会を開催したところで、反対が出れば業者を変えることができるのですか。安易な考えなら開催しなくて良い。その為にも決める際、慎重になってもらいたい。</li> <li>・期待していない</li> <li>・特になし（ほか2）</li> </ul>  | <p>三者協議会は、現在の神崎保育所の保育内容を継承しつつ、園児を中心とした引継ぎ保育等を実施、協議を行う協議会です。民営化の是非について協議するものではありません。</p> <p>協議会は、民営化前年度から概ね3年間、定期開催を行い、移管条件や法人基準に定められている保育が、着実に実施されているかを確認する目的で組織するものです。</p> <p>また、協議の案件にするため、アンケートや保護者懇談会なども予定しています。</p> <p>協議会開催時間は、保護者が確実に参加できる時間帯を優先し、開催いたしますし、協議しやすい環境を作りたいと考えています</p> |
| 4 (1)<br>現在の保育内容等で特に大切に考えていることはなんですか。                                  | 保育理念、方針、目標の継承   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・先生たち</li> <li>・先生と子どもたちの信頼関係</li> <li>・子ども・保護者・保育士の気持ち、意思の疎通</li> <li>・子ども一人ひとりを理解し、尊重してくれる。小さなことにも気づいてくれる。</li> <li>・子どもたちがこどもらしくあるということが、大切だと思います。</li> <li>・のびのびと子どもたちが楽しく保育所に行ける環境</li> <li>・先生方職員重視の考え方ではなく、保護者や子どもたちに寄り添える保育環境</li> </ul> | <p>ご意見を踏まえ、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行いますし、民営化前には保育所行事への移管先法人参加を義務付けます。</p> <p>原則として、現在の神崎保育所の年間行事を継承すること。</p> <p>また、行事の変更や追加については、保護者の同意を得たうえで行うことができるなど、応募条件とします。</p>  |
| 行事   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の流れ（毎日やっていることは続けてほしい）。年間行事もそのまま続けてほしい。</li> </ul>   |   |  |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雰囲気（温かい雰囲気で預かっているのを）。</li> <li>・子どもの安全面</li> <li>・安全面（すべてにおいて、体、心）</li> <li>・差別化</li> </ul> |   |  |

| アンケート NO   | 項目 | 意見  | 回答  |
|--|----|---|---|
| <p>4 (2)<br/>           合同保育（民営化前）や引継ぎ保育（民営化後）の実施にあたり、望むことは何ですか。</p> |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いまの保育士さんに残ってほしい。</li> <li>・ 子どもたちが動揺しないよう環境の変化の戸惑うことのないようにお願いします。</li> <li>・ 子どもたちが落ち着いて過ごせる環境づくりをお願いします。</li> <li>・ 朝おくれた時、帰りの時の先生と話す時間がとても大切な時間です。どのくらい我が子を見てもらっているか知る時間です。今まで信用できる先生、事業者の先生、両方に毎日話を聞かせてほしい。</li> <li>・ 子どもの気持ちを尊重した保育</li> <li>・ 子どもの自主性、感謝の気持ち、いたわりの気持ちを持つ子ども</li> <li>・ 子どもが安心して通えること</li> <li>・ 子どもたちが変わらず生活できること。楽しく通ってほしい</li> <li>・ 子どもの自主性、感謝の気持ち、いたわりの気持ちを持つ子ども</li> <li>・ とにかく子どもの安全面が保てれば</li> <li>・ この期間中は親がいつでも引継ぎ保育を見れるようにしてほしい</li> <li>・ 特になし</li> </ul> | <p>園児のことを最優先に考えないといけないと思います。そのため、保育環境の激変緩和措置として、民営化前年度の 6 ヶ月前から、移管先法人が雇用する保育士を年齢ごと（1 歳から 4 歳）に 1 名の派遣要請し、町の職員と法人職員との合同保育を行います。</p> <p>具体的には、平成 31 年 10 月から 12 月については、週 20 時間。平成 32 年 1 月から 3 月までは、毎日、週 40 時間の派遣を応募条件とします。</p> <p>また、神崎保育所に雇用されている臨時・嘱託保育士の継続雇用として、平成 32 年 3 月 31 日前 6 ヶ月以上、神崎保育所に勤務している保育士から 3 人以上を民営化後も引き続き移管先法人が雇用することも応募条件としますし、H32 年 4 月から 1 年間は、町の職員を 2 名程度出向させる予定にしていますので、保育環境の配慮には努めたいと考えています。</p> <p>このアンケートでのご要望、また三者協議会でのご意見等を踏まえ、合同保育期間から民営化後 2 年間程度は、移管先法人と町が保護者ニーズに応えていけるよう努めていきたいと考えます。</p> <p>合同保育、引継ぎ保育とは、町の職員と移管先の職員が、現在の神崎保育所の保育運営を継承するものであって、特別なものではなく、通常の保育内容です</p> |

| アンケート NO                                 | 項目 | 意見  | 回答   |
|--|----|---|--|
| 5<br>民営化後、新たな保育サービスの拡充等、期待や希望されることは何ですか。 |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の保育所の環境をなるべく保ち、子どもたちがのびのびと生活できるようさらに良い環境を作っていたらと思います。先生方の負担も減ることを期待します。</li> <li>・年輩の先生から若い先生まで、日々どのように子どもに関わっているか（厳しすぎないかなど）、園長や主任先生が時々、確認してほしい</li> <li>・土曜日の行事は参加できない保護者もいるので、日曜日に出来るだけお願いします</li> <li>・土、日、祝の保育サービス</li> <li>・いままで以上の保育（今の保育良いので、それ以上になればと思います）</li> <li>・他の保育園に比べて、勉強面では低いかと。せめて、ひらがなや数を数得ることはできてほしい。</li> <li>・親も信頼でき、子どもにもいい環境で過ごせる保育所</li> <li>・朝食又は夕食の食事提供</li> <li>・特になし</li> </ul> | <p>応募条件として、特別保育事業は「延長保育」「障がい児保育」「乳児保育」は必須条件とします。</p> <p>休日保育については必須項目ではありませんが、開所日を増やすことについてはできるものとしています。</p> <p>その他のご要望、保育内容の充実について、保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限に止めることに配慮しつつ、地域で求められる保育ニーズを十分に把握し、柔軟に対応することとし、三者協議会での場において協議することになります。</p>   |
| 6<br>その他、項目にないことにご意見があればお書きください。         |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の方が今現在考えているメリットはなんとなくわかりますが、デメリットも少なからずあると思います。それを全て教えていただきたいです。</li> <li>・合同保育で事業者が「嫌だな」という意見が多数出た場合はどうなりますか</li> <li>・長時間、子どもを預けなければならない環境で（仕事で）子どもに寂しい思い、かわいそうな思いをさせる時もある中で、それでも仕事を優先しなければならない親の心情も少し理解してほしいです</li> </ul>   | <p>公立保育所の民営化を進める中で考えられるデメリットとして、保育士の急激な入れ替わりによる園児への影響と、地域との関わりが希薄になることが考えられます。そのデメリットを解消するため、合同保育や引継ぎ保育を実施することにより、園児への影響を最小限に止める計画を進めています。</p> <p>また、地域との関わりは、神崎保育所の行事を継承することが応募条件として定めていますので、民営化後もデメリットは生じないと考えます。</p> <p>合同保育期間は、まだ町立で運営をやっていますし、移管先法人への要望などの協議は、三者協議会を概ね3年程度運営しますので、協議会の中で保護者さんの不安解消に努めたいと考えています。</p> |

第1回保護者説明会（H29.10.5開催）での質疑応答分 NO.1

| 番号 | 質問内容                                     | 回答  |
|----|--|---|
| 1  | どこかの保育園が買う、入ってくるのですか。                    | <p>売買ではなく、保育所運営を民間の法人へ移す、譲りますよということです。保育所の建物や備品などは無償になり、土地については、原則町有地である場合は無償貸付けになり、ここ神崎保育所は民有地が含まれていますので、移管先の法人が借地料を支払うこととなります。</p>  |
| 2  | 別の保育所運営しているところで、その園児たちも入ってくるということですか。    | <p>複数の保育所園児が、神崎保育所のクラスで常時保育するということはありません。ただし、交流事業など園行事で行うこともあると思います。</p>  |
| 3  | 民間に移った途端に、「保育所はやめて他の事業やります。」とかいうのはありますか。 | <p>いいえ。保育所の建物がある限りは、保育所以外に使用できないことになっております。また、ここ神崎保育所の建物の耐用年数は、22年くらいありますので、あと17,8年間は保育所として運営し続けなければなりません。</p>  |
| 4  | H32年以降は、今いる先生たちは、誰もいなくなるのでしょうか。          | <p>説明の中で、15人中、9人の職員が臨時・嘱託職員であると申しましたが、移管条件には、何人以上は採用することという条件を定めます。中央保育所の場合は、3人以上としました。</p> <p>また、31年10月からは、移譲先法人の保育士との合同保育を6ヶ月実施しますし、民営化した32年4月からは、1年間は2人程度の出向という形で、引継ぎ保育を行っていきます。</p> |
| 5  | 厳しい法人だったら、嫌だなあと思うのですが。                   | <p>いまの神崎保育所の行事などは当面引き継ぐのを条件としますし、この法人であれば任せられる、ということを選考委員会の中で決めます。なお、委員メンバーには、役場職員のほかに、公立保育所の園長や保護者の代表の方で組織します。</p>   |
| 6  | 先生の質が落ちたりしないですか。                         | <p>移管申込みの添付資料に、職員の研修体制はどうしているのか、その実績などを書類として提出してもらいます。職員の育成が低い法人は、選考基準から評価の結果も低いと思います。保育の質が、現在の神崎保育所と同等かそれ以上に期待できる法人を選びたいと考えております。</p>  |

第1回保護者説明会（H29.10.5開催）での質疑応答分 NO.2

| 番号 | 質問内容  | 回答  |
|----|---|---|
| 7  | 募集して応募がなかった、または選考委員会でだめだとしたときは、どうするのですか。  | 募集期間は、2ヶ月間を予定していますので、その期間に応募がない場合、もしくは、応募法人審査で選考委員会が不適格と判断した場合は、再募集ということになります。<br>中央保育所は、第2次募集で応募がありました。  |
| 8  | 応募が少ないからとかで、決定はしないで欲しいです。   | 福智町の法人移管までの申請書の添付する資料の数の多さや、選考基準は厳しくしています。それは、より良い法人を選びたいと考えてのことです。<br>決定は、選考委員会の協議で決めていきますし、委員の比率は、保育現場を知っている園長や保護者の方の比率を高くしていますので、移譲しても大丈夫だと確信もてる法人を選ぶようにしています。     |
| 9  | 無償譲渡する法人は、保育所を5年以上運営している社会福祉法人か、ほかの事業をしていて保育所運営に熱意のある社会福祉法人となっていますが、仮に保育所運営の経験のない法人が選ばれ、一部屋が老人ホームとかになるということはありませんか。 | 保育所の建物で他の社会福祉サービスを行うことは、目的外使用となりできないことになっています。また、移譲前に福智町との約束ごとを決める協定書を取り交わします。その中に、何年以上は保育所運営をするということを明記することになります。  |
| 10 | 民営化になったら、保育所の入所申し込みに関場で手続きしますが、民営化になると変わるのでしょうか。  | いいえ、民間も公立も、申請や保育料の決定も今まで通り、役場の方での手続きとなります。  |
| 11 | 保育料とは別に、私立になるとその他にお金がかかるのでしょうか。   | 募集の条件として、保育料とは別に現在の神崎保育所で負担している金額以外の負担を求めないよう条件としていますし、仮に負担を求める場合は、保護者の同意を必要としています。<br>三者協議会を設置し、その運営の中で、民営化以後の協議を行いたいと思っています。町としても、民営化後もフォローアップできるような体制を取るようになっています。 |

第1回保護者説明会（H29.10.5開催）での質疑応答分 NO.3

| 番号 | 質問内容  | 回答  |
|----|---|---|
| 12 | 保育料は一律同じ金額ってことはできないのでしょうか。                                | <p>現行の応能負担制度（世帯の所得状況）で保育料を決めていますので、国の法律が変わらない限りは、一律金額はありません。</p>  |
| 13 | <p>合同保育の期間を取るというのは理解できるのですが、民営化後いきなり担任の先生が変わると困るのですが。</p> | <p>合同保育期間から民営化直後も各クラスに同じ保育士を配置できるように、応募条件として定めます。</p> <p>民営化の前年度の合同保育は、移管先の保育士を、1歳クラス、2歳クラス、3歳クラス、4歳クラスに各一人ずつ4人を派遣させます。その期間を6ヶ月間、最初の3ヶ月は週20時間、最後の3ヶ月は週40時間を予定しています。また、嘱託保育士の雇入れも誘導しますので、保育環境を変えないよう努めます。</p>  |
| 14 | <p>質問もいきなりというのは、出ないと思います。<br/>また、説明会であるとかはあるのですか。</p>     | <p>レジュメのその他で、「保護者アンケート調査の実施に伴う協力について」ですが、連休明けの10日過ぎに、保護者アンケート調査表を配布いたします。</p> <p>これは、移管先法人公募要領や選定基準、その他保育所民営化に関する施策の検討に利用させていただきますので、ぜひご協力をお願いしたいと思いますし、不明な点や自由な意見などお書きください。</p> <p>提出いただきましたアンケート調査結果で、説明会を開きたいと考えていますし、何度かやり取り行いつつ、公募条件の案を決めていきたいと思っています。</p> |